

平成 30 年度監査報告書

公の施設の指定管理者監査

国分寺市介護老人保健施設「すこやか」
国分寺市高齢者在宅サービスセンター「ふれあい」

平成 30 年 12 月

国分寺市監査委員

平成 30 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

- 1 公の施設 国分寺市介護老人保健施設「すこやか」及び国分寺市高齢者在宅サービスセンター「ふれあい」
- 2 指定管理者 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会
- 3 所管部課 福祉部 高齢福祉課

第 3 監査の範囲

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第 4 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 5 日から平成 30 年 12 月 27 日まで
現地調査 平成 30 年 10 月 10 日

第 5 監査の着眼点

1 所管関係

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (7) 業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- (8) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。

- (5) 収納事務は適正に行われているか。
- (6) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力は行われているか。
- (8) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会

2 指定の意義

国分寺市介護老人保健施設「すこやか」及び国分寺市高齢者在宅サービスセンター「ふれあい」の管理に関し、国分寺市が一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会に指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、高齢者福祉の一層の増進を図ることにある。

3 業務の範囲

- (1) 施設の事業運営に関すること。
- (2) 施設の使用承認等及び介護報酬、利用料、利用者負担金の徴収等に関すること。
- (3) 施設の使用承認の変更及び取消しに関すること。
- (4) 施設の使用に伴う利用者への便宜の供与に関すること。
- (5) 施設の設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (6) 施設の管理運営に関して、市長が認めること。

4 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

5 指定管理費

地方自治法第244条の2第8項による利用料金制が採用されており、市から業務実施の対価は支払われていない。介護報酬、個室等利用料及び利用者負担金等が指定管理者の収入として管理費に充てられる。

6 平成29年度決算額

国分寺市介護老人保健施設「すこやか」	290,618,066 円
国分寺市高齢者在宅サービスセンター「ふれあい」	55,808,828 円

7 施設の概要

- (1) 国分寺市介護老人保健施設「すこやか」
 - 所在地 国分寺市泉町二丁目3番8号（いずみプラザ1，3，4階部分）
 - 面積等 専用面積 1,546.54 平方メートル
- (2) 国分寺市高齢者在宅サービスセンター「ふれあい」
 - 所在地 国分寺市泉町二丁目3番8号（いずみプラザ1，3階部分）
 - 面積等 専用面積 514.42 平方メートル

第8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

1 所管（高齢福祉課）

仕様書に定められていない業務内容に係る経費の支払いが、事業報告書に添付されている収支計算書に記載されていた。指定管理者としての業務の範囲を明確にし、仕様書に基づいた事業の実施となるよう整理されたい。

2 指定管理者

(1) 消防計画について

消防計画に添付されている避難経路が、実際に想定している避難経路と異なっている部分があった。また、体制表の職員についても更新されていないことを確認した。実態に即した計画に改定いただきたい。

(2) 第三者への委託について

第三者に一部業務の委託を行う場合、事前に市の承諾を受けることになっているが、口頭のみでの報告にとどまっていたことを確認した。第三者へ委託を行う場合は、協定書に基づき事前に書面により承諾を受けるよう改められたい。

3 共通事項（所管，指定管理者）

(1) 事業計画書について

事業計画書に、指定管理に係る実施計画の記載はなく、代わりに健康福祉サービス協会全体の事業計画書が添付されていた。協定書に基づいて事業計画書を提出するように改められたい。

また、事業計画書提出後に、予算に係る計画を補正したことを市へ報告していないことを確認した。市に提出した事業計画書を変更する場合も協定書に基づき市の承諾を得るよう改められたい。

(2) 事業報告書について

事業報告書は毎年度終了後 60 日以内に市に提出することが協定書に規定されているが、それを越えて提出されていた。提出の遅れは、評議委員会及び理事会の開催時期との関係を理由としていることから、事業報告書の提出期限について改めて市と指定管理者で協議を行うことを検討されたい。

また、協定書に示されている事業報告書に記載すべき事項が一部記載されていない部分があったことを確認した。業務実施状況を確認するうえで重要性は高いので、協定書に基づき記載すべき内容を網羅して提出するように改められたい。